

2023年度地方財政計画について

飛 田 博 史

はじめに

2022年12月23日に2023年度政府予算案が閣議決定され、あわせて地方財政見通しである2023年度地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）が公表された。さらに本年2月7日には地財計画が閣議決定された。新年度の地財計画は、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」に明記された岸田政権の看板政策を盛り込み、収支規模および一般財源総額は過去最高、財源不足は1990年代初頭以来の過去最小など記録づくめとなった。一方で地方交付税特別会計（以下「交付税特会」と呼ぶ）の将来負担の軽減を進めるなど、例年にはない地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）が講じられた。

本稿では2023年度の地財計画の概要や収支見通しの特徴を解説し、新年度の財源保障を展望する。

1. 政府予算の動向

（1）2022年度第2次補正予算 — 交付税の増額補正

2022年12月2日に一般会計総額28兆9,222億円に上る第2次補正予算が成立した。歳出では岸田政権が掲げる「新しい資本主義」（5.5兆円）や物価高騰対策（7.8兆円）などを盛り込んだものの、総額の半分が予備費や基金であり、規模の割に即効性が求められる経済対策としては効果に疑問がある予算である。歳入では税收の増額補正分（3.1兆円）や前年度の決算剰余金（2.3兆円）を活用した上で、さらに多額の公債発行（22.9兆円）に依存している。

国税の増額補正にともない地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）の追加財源が確保された。国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）の一定割合（法定

率分)を原資とする交付税は、1兆9,211億円が増額補正され、このうち4,970億円は年度内の再算定等を通じて追加配分され、残りの1兆4,242億円は2023年度の交付税財源として繰り越された。

再算定は12月9日に行われ、昨年度同様、交付税算定の基準財政需要額に年度限り費目として「緊急経済対策費」を創設し、調整戻し⁽¹⁾とあわせて総額4,671億円(道府県分、市町村分各2,326億円)を交付した。また、残りは特別交付税として298億円を追加交付する⁽²⁾。

なお、緊急経済対策費は測定単位に人口を用いて、補正係数の指標として一人当たり事業所数、一人当たり各産業売上高、人口増減率、年少者人口比率、出生率が採用され、市町村分では条件不利地域の地方自治体(以下「自治体」と呼ぶ)に対する割増補正も適用された。

(2) 2023年度政府予算案

2022年12月23日に新年度の政府当初予算案が閣議決定された。一般会計の規模は過去最高額となる114兆3,812億円となった。

前年度当初予算を5.3兆円上回る歳出の主な要因は防衛費関連で、2023年度から5年間で総額43兆円に拡大する政府方針にもとづき、防衛関係費で1兆4,192億円、特別会計の剰余金を原資として中期的な財源を確保するための防衛力強化資金繰り入れ分3兆3,806億円を計上した。

社会保障関係費は前年度を6,154億円上回る36兆8,889億円で、高齢者関連の増加分を4,100億円程度に抑えた上で、出産育児一時金の増額など子育て支援の拡充や生活保護(生活扶助)の特例加算などを行っている。

新型コロナウイルス感染対策以来増大している予備費もコロナ対策、物価高騰対策、ウクライナ情勢対応として前年度と同額の5兆円が計上されている。

この他、デジタル田園都市国家構想、防災・減災 国土強靱化、地域公共交通構築事業などが盛り込まれているが、防衛関係費とは桁違いの小額にとどまっている。

こうしたなかで一般会計から交付税特会に繰り入れる交付税等(交付税および地方

(1) 各自治体の交付税算定に際し、地財計画で決定した交付税総額と各自治体の交付税算定結果の総額を突合せさせるために「調整率」という全国一律の割落とし率が適用される。調整戻しとはこの割落としした分を各自治体に再交付することである

(2) 四捨五入の関係で普通交付税、特別交付税の合計額と内訳は一致しない

特例交付金)は16兆3,992億円と前年度を5,166億円上回った。

一方、歳入は税収が69兆4,400億円と前年度を4兆2,050億円上回り、過去最高額を更新した。前年度当初予算と比較すると所得税、法人税、消費税などの主要税目で増収を見込んでおり、特に消費税は22兆1,610億円と前年度を1兆8,110億円上回る見通しを立てている。後述するようにこれらの主要税目の増加が交付税の法定率分を押し上げている。

その他収入は決算剰余金、上記の防衛力強化資金などである。

これらの財源確保により国債発行は35兆6,230億円と前年度を下回ったものの、引き続き歳入の3割超を占めており財政収支均衡にはほど遠い予算となっている。

2. 地財計画の概況 — 規模、一般財源総額とも最高額を更新、財源不足もさらに縮小

(1) 計画規模・一般財源総額・交付税総額

図表1は地財計画（東日本大震災分を除く通常収支分）の歳入歳出の概要である。なお、本文では億円単位で記述する。

地財計画の規模は92兆350億円（前年度比1.6% 以下カッコ内は伸び率）、一般財源総額は65兆535億円（1.9%）と2年連続で前年度を上回り、いずれも過去最高額を更新している。ただし、不交付団体の水準超経費2兆8,900億円を除くと歳入歳出規模は89兆1,450億円（0.5%）、一般財源総額は62兆1,635億円（0.2%）となり、実質的な伸びは微増にとどまる。一般財源総額については2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」に明記された、いわゆる「一般財源総額実質同水準ルール」（2024年度まで2021年度水準を実質的に下回らないように確保する）を踏まえたものとなっている。

一般財源のうち地方税は42兆8,751億円（4.0%）と前年度の伸び率には届かないものの、個人住民税、地方法人2税（法人住民税、事業税）、地方消費税などが前年度を上回り過去最高額を更新した。地方譲与税は2兆6,001億円（0.1%）とほぼ前年度並みとなった。

交付税総額は18兆3,611億円（1.7%）と5年連続で前年度を上回っており、交付税の法定率分の増加見通しのなかで、その代替財源である臨時財政対策債（以下「臨財

図表 1 地財計画の主な歳入歳出の概要

通常収支分		(単位:兆円、%)			
区 分		5年度 A	4年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	42.9	41.2	1.6	4.0
	地方譲与税	2.6	2.6	0.0	0.1
	地方特例交付金等	0.2	0.2	▲ 0.0	▲ 4.3
	地方交付税	18.4	18.1	0.3	1.7
	国庫支出金	15.0	14.9	0.1	0.8
	地方債	6.8	7.6	▲ 0.8	▲ 10.4
	臨時財政対策債	1.0	1.8	▲ 0.8	▲ 44.1
	臨時財政対策債以外	5.8	5.8	▲ 0.0	▲ 0.1
	その他	6.2	6.0	0.2	2.8
	計	92.0	90.6	1.4	1.6
一般財源 (水準超経費を除く交付団体ベース)		65.1	63.9	1.2	1.9
		62.2	62.0	0.2	0.2
歳 出	給与関係経費	19.9	20.0	▲ 0.1	▲ 0.3
	退職手当以外	18.8	18.5	0.2	1.3
	退職手当	1.1	1.4	▲ 0.3	▲ 21.3
	一般行政経費	42.1	41.4	0.6	1.5
	うち 補助	24.0	23.5	0.5	2.2
	うち 単独	15.0	14.9	0.1	0.7
	うち デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)	1.25	1.2	0.05	4.2
	うち 地方創生推進費(仮称)	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 地域デジタル社会推進費	0.25	0.2	0.05	25.0
	うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	11.3	11.4	▲ 0.2	▲ 1.5
	維持補修費	1.5	1.5	0.0	1.7
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.0	12.0	▲ 0.0	▲ 0.0
	直轄・補助	5.7	5.7	▲ 0.0	▲ 0.1
	単独	6.3	6.3	0.0	0.0
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.6	▲ 0.1	▲ 17.2
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 脱炭素化推進事業費(仮称)	0.1	0.0	0.1	皆増
	公営企業繰出金	2.4	2.4	▲ 0.0	▲ 1.4
	水準超経費	2.9	1.9	1.0	56.2
計	92.0	90.6	1.4	1.6	

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合があります。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合があります。

(資料) 総務省「令和5年度地方財政計画のポイント」より抜粋

債」と呼ぶ)への依存度を抑制した結果である。なお、交付税と臨財債を合計した実質的な交付税総額は19兆3,557億円(▲2.4%)と財源不足の縮小により2年連続で前年度を下回っている。

歳出では大きな経費の上積みはないが、給与関係経費の退職手当以外の増額、一般行政経費の補助分の増額など通常経費について前年度を上回ったほか、一般行政経費単独分の別枠では、岸田政権の政策の目玉の一つであるデジタル田園都市国家構想事業費、投資的経費単独分では、脱炭素化推進事業費がそれぞれ新設された。

なお、図中の歳出では記述されていないが、歳出のうち公債費関連および水準超経費を除く地方一般歳出で76兆4,800億円(0.8%)と前年度を6,000億円程度上回っており、補助事業関係を中心に経費の伸びがみられる。

(2) 財源不足

財源不足は1兆9,900億円(▲22.1%)と2年連続で減少し、財源不足が解消した1990年代初頭以来の縮小幅となった。これにより、財源不足を国と地方で折半して負担する、いわゆる折半ルールによる地財対策が2年連続で解消された。こうした財源不足の縮小は、前年度を上回る地方税や交付税法定率分の増加および2022年度第2次補正予算における法定率分の繰越財源を活用するなどした結果である。金額だけでみると地財計画は収支均衡に近づきつつあるが、後述する法定率分にかかる国税減額補正精算分や交付税特会借入償還分といった後年度負担が累積しており、実質的な収支均衡のハードルは依然として高い。

(3) 東日本大震災分(3,187億円 ▲20.5%)

地財計画の別枠で計上される東日本大震災分は、復旧・復興事業と全国防災事業の合計で3,187億円(▲20.5%)、このうち復旧・復興事業は2,600億円(▲13.0%)、全国防災事業は587億円(▲42.6%)である。復旧・復興事業の大半は直轄・補助事業で2023年度は2,200億円(▲7.8%)に減少している。補助事業については事業費の8~9割以上に震災復興交付金(国庫支出金)が充当され、裏負担分は主に震災復興特別交付税でまかなわれる。2023年度は国庫支出金が1,600億円(▲12.2%)、震災復興特別交付税が935億円(▲12.5%)である。

一方、事業自体が終了した全国防災事業は、過去の起債の元利償還金が計上されており、償還終了とともに枠は廃止される。

3. 地財対策の特徴

地財対策は、地方財政収支の通常の見積もり、すなわち標準的な歳出と交付税法定率分や地方債の通常分などの通常の見積もった結果、収支不足が生じた場合に総務省と財務省の折衝を通じて講じる財源対策である。

図表2は2023年度を含む2013年度以降の財源不足額と地財対策の推移である。

図表の最下部で財源不足額の推移をみるとリーマンショック後の影響が残る2013年度、2014年度、コロナ禍の財政悪化を見込んだ2021年度は10兆円を超える財源不足が発生した。これらに対する地財対策は多岐にわたり、国地方の折半ルールにもとづく国の一般会計加算（臨時財政対策加算）や多額の臨財債の発行、その他の財源対策が講じられた。

これに対し2023年度は、国の一般会計加算はほぼゼロに近く、また臨財債の発行額も前年度に比べて大幅に縮小するなど、全体として簡素な対策となった。以下では2023年度の地財対策を個別に解説していこう。

図表2 2023年度の地財対策の内容と過去の経過

(億円)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
一般会計加算	54,176	41,186	21,155	8,283	12,958	7,022	2,633	5,187	21,915	154	154	
内訳	既法定分	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187	4,746	154	154
	臨時財政対策加算	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655		17,169			
	別枠加算	9,900	6,100	2,300								
財源対策債の発行	8,000	7,800	7,800	7,900	7,900	7,900	7,900	7,700	7,700	7,600	7,600	
臨時財政対策債の発行	62,131	55,951	45,249	37,880	40,453	39,865	32,568	31,398	54,796	17,805	9,946	
内訳	既往償還分等	26,086	29,513	30,720	35,133	33,802	38,210	32,568	31,398	37,627	17,805	9,946
	新規発行分	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655		17,169			
その他	8,500	1,000	4,000	2,000	8,400	6,995	1,000	1,000	16,811	0	2,200	
内訳	国税決算精算繰り延べ						2,245		4,811			
	交付税特別会計償還繰り延べ					1,000			8,500			
	交付税特別会計剰余金活用	2,000	1,000	1,000		3,400	750		1,000	1,500	1,200	
	公庫債権金利変動準備金活用	6,500		3,000	2,000	4,000	4,000	1,000		2,000	1,000	
合計（財源不足額）	132,808	105,938	78,205	56,063	69,710	61,783	44,101	45,285	101,222	25,559	19,900	

(注1) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

(注2) 表中の別枠加算とはリーマンショック対策として、通常の折半ルールとは別に国の一般会計から加算していたものである

(資料) 毎年度の地財計画資料より作成

(1) 一般会計加算

◆ 既往法定分 (154億円)

既往法定分とは過去の経済対策等で生じた地方負担を、法律（地方交付税法）にもとづき国の一般会計から加算するものである⁽³⁾。2023年度は3,871億円の加算が予定されていたが、財源不足が縮小したことから、2017年度税制改正による配偶者控除等の見直しにともなう個人住民税の減収補てん分154億円のみを充当し、残りは2027年度以降の地財対策で加算することとした。この対応は前年度に引き続き2年連続であり、いずれも後年度の財源不足に備えた財源を留保したことになる。

(2) 地方債の増発

◆ 財源対策債 (7,600億円)

財源対策債は公共事業の建設地方債の充当率の上乗せとして発行され、相当額の一般財源負担が減ることにより、間接的に一般財源を確保する対策である。2023年度は前年度と同額の規模となっている。

◆ 臨財債 (9,946億円)

折半ルールの適用が解消されたため、新規発行がなくなり臨財債の元利償還に充てる既往債償還分のみとなった。臨財債の発行が1兆円を下回ったのは制度が導入された2001年度以来初めてであり、既往債償還分の発行も抑制したことで臨財債の残高は、2022年度末の52兆円から2023年度末で49.1兆円と大幅に減少する見通しである。

(3) その他 (2,200億円)

◆ 交付税特会剰余金の活用 (1,200億円)

交付税特会剰余金は交付税特会借入金の利払費の予算不用額などの一部であり、地財対策でしばしば活用されてきた。2023年度は1,200億円が充当された。なお、特会剰余金の活用は、特別会計に関する法律の第8条第1項で、決算剰余金が生じた場合に翌年度の歳入に繰り入れる規定を根拠としているが、その金額や活用ルールについては不明である。

(3) 1980年代から1990年代の国の行革推進にともなう公共事業等の国庫補助負担率の引き下げで生じた地方負担分の財源措置の一つとして、公共事業等臨時特例債が発行され、その利子負担分が主なものである

◆ 公庫債権金利変動準備金の活用（1,000億円）

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金とは、全自治体が出資する資金調達機関である同機構が、その前身となる旧公営企業金融公庫から引き継いだ債権の金利変動に備える準備金である。同準備金は法律（地方公共団体金融機構法）にもとづき同機構の債務管理の縮小に応じて、国庫に返還することになっているが、管理途中でも総務省、財務省両大臣が必要額を上回ると判断した場合、相当額を国庫に帰属させることができる。準備金の活用とは国庫への帰属分を地財対策に用いたものである。

今回の活用は2021年度に地財計画に計上された地域デジタル社会推進費の財源として確保された4,000億円の一部である。当初は2021年度から2年間で2,000億円ずつ充当する予定であったものを、2022年度の活用を見送ったことにより留保された2,000億円のうち、1,000億円が活用された。したがって、来年度以降の財源として1,000億円が留保されている。

なお、準備金の活用は日銀の低金利政策を背景に実現してきたものであり、昨年末の金融緩和政策の変更による長期金利の上昇が定着した場合、地財対策の手法としては今回が最後になる可能性がある。

4. 歳出の動向と特徴

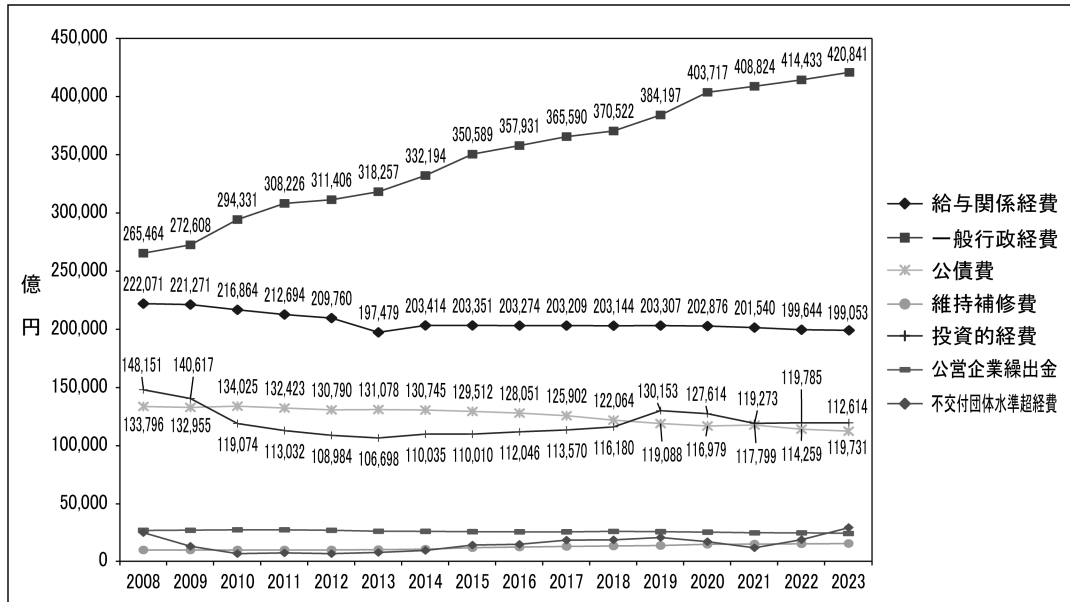
（1）全体の概況

図表3は2008年度以降の地財計画の歳出の動向を示したものである。

2023年度を含め全般的な傾向に大きな変化はみられず、一般行政経費は社会保障関係費の増大などにより増加傾向が続いている。給与関係経費は退職手当の減少にともない微減傾向が続いている。公債費についても臨財債の償還は増加しているものの、建設地方債関連を中心に減少していることから総額では減少傾向が続いている。投資的経費は2018年度から3カ年の防災・減災 国土強靱化3カ年緊急対策で一時増加したものの、その後は10兆円台強で推移している。維持補修費は金額が小さいため増減が目立たないが、2012年度以降前年度を上回り微増が続いている。

このほか地方税の増加見通しを背景に2023年度の不交付団体の水準超経費は2年連続で増加しており、図中の2008年度以降では最も高い金額となっている。これまで法

図表3 地財計画の歳出の推移



(資料) 図表2と同じ

人住民税や事業税の偏在是正対策を講じてきたが、それでも東京都などの都市圏に集中する結果となっている。

(2) 給与関係経費 (19兆9,053億円 ▲0.3%)

◆ 概況

給与関係経費では一般職員、義務教育・高等教育教職員、警察官、消防職員などの人件費、議員報酬等を見積もっている。総額では退職手当の減少により4年連続で前年度を下回ったが、退職手当以外でみると人事院勧告等⁽⁴⁾を踏まえ18兆7,724億円(1.3%)と前年度を上回った。2022年度の地財計画では、2021年の人事院勧告にもとづく期末手当減額調整分を反映させたことから、前年度を下回ったが、新年度は期間ずれが解消するため例年通りの積算となっている。また、2022年2月か

(4) 給与関係経費の積算は、一般職員の給与水準は地方公務員給与実態調査をベースとし、毎年度の伸びについては都道府県および政令市等の人事委員会勧告を踏まえる(角本健吾「地方公務員給与に係る地方交付税算定について」『自治総研』2013年11月号参照)が、人事委員会が国の人事院勧告を参照するため本文では「人事院勧告等を踏まえ」と記述している

ら保育士等・幼稚園教諭、介護士・障がい福祉職員、看護職員等の処遇改善として、収入の1～3%相当が引き上げられており、同年9月までは国費で全額負担、10月以降は施設運営費、診療・介護報酬等による引き上げに移行している。2023年度はこれらの平年度化にともない、地方負担分については給与関係経費や一般行政経費⁽⁵⁾に相当額が計上されている。

次に給与関係経費の基礎となる計画人員の状況をみてみよう。

図表4は2020年度以降の計画人員の推移をみたものである。

まず、合計をみると231万7,387人と前年度比で2,618人増となっており引き続き増加傾向にある。内訳をみると、前年度の傾向と同じく公立の高等学校・大学教員等の非義務教育教員および警察官を除いて前年度を上回っている。このうち義務教育諸学校教職員では少子化による減少要因がある一方で、公立小学校高学年の教科担任制の推進や2021年度から段階的に移行している小学校の35人学級制による教職員の増員などにより純増となっている。また、一般職員では保健師や児童福祉司等の増員をはじめ、これらを除く一般職員も引き続き増員されており、職員の若返りや近年の人員不足などを踏まえた見積もりがなされていると推察される。

図表4 計画人員の増減の状況

	2020		2021		2022		2023	
	計画人員	増減	計画人員	増減	計画人員	増減	計画人員	増減
義務教育諸学校教職員	688,174	433	689,120	946	690,876	1,756	692,093	1,217
非義務教育教員	225,582	▲ 4,071	221,209	▲ 4,373	218,687	▲ 2,522	216,962	▲ 1,725
一般職員	977,495	5,104	983,464	5,969	988,890	5,426	991,516	2,626
うち保健師				450		450		750
うち児童福祉司等		576		920		703		769
警察官	254,739	159	254,489	▲ 250	254,489	0	254,489	0
消防職員	160,827	1,000	161,327	500	161,827	500	162,327	500
合計	2,306,817	2,625	2,309,609	2,792	2,314,769	5,160	2,317,387	2,618

(資料) 総務省「令和5年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」より作成

◆ 地方公務員の定年延長と退職手当の積算方法

2023年4月より国家公務員の定年が2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げら

(5) 介護・看護職員は介護・医療保険制度の報酬に反映されるため、一般行政経費の補助事業分に計上される

れるのにもない、地方公務員についてもこれに準ずることとなった。地財計画では2年ごとの退職手当の大きな変動が総額に影響することを避けるため、2年分の退職手当の見込みの平均額を計上することとしており、2023年度、2024年度の平均値を2023年度の退職手当として見込んだ。当面は同様の方法で積算される。

◆ こども・子育て支援の強化

2018年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、2022年度を目標に児童福祉司については約2,020名、児童心理司については約790名の増員が明記され、地財計画において所要額を計上してきた。国は2022年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、2024年度までに児童福祉司約1,060名、2026年度までに児童心理司約950名を増員する方針を示した。これを受けて給与関係経費においても段階的に所要額が反映される。

◆ 保健所等の恒常的な人員体制強化

新型コロナウイルス感染症対応のため、地財計画では2021年度から2年間にわたり保健所における感染症対応業務に携わる保健師として約900名の所要額を計上してきた。今回、次の感染症危機に備えた感染症法等の改正⁽⁶⁾を踏まえて、保健所等の恒常的な人員体制強化を図るために、同保健師を約450名増員することとなった。また、感染症対応とは別に保健所および地方衛生研究所の職員をそれぞれ約150名ずつ増員する。

地方衛生研究所は保健所等との連携をとりつつ、地域保健に関する調査研究、試験検査、研修指導、公衆衛生情報等の収集・解析・提供業務を行っており、都道府県、政令市、中核市や特別区の一部を含め85カ所に設置されている。同研究所の運営費は従来から交付税算定の対象であったが、2023年4月1日施行の地域保健法改正により、研究所が法定化されたことにより、一層の役割が期待されることから今後相応の経費の拡充が求められる。

(3) 一般行政経費（42兆841億円 1.5%）

◆ 概況

一般行政経費では社会保障関係費、各種行政サービスにかかる運営費、総務費関連などの経常経費が計上されている。

(6) 感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等

総額の伸びは補助事業分の23兆9,731億円（2.2%）が主な要因で、児童福祉費、高齢者福祉費、障がい者福祉費などの社会保障関係の補助事業が前年度を上回っている。一方単独事業分は14兆9,684億円（0.7%）と例年通り低い伸びとなっているが、増加額では1,000億円超と2020年度以来（5,706億円）の伸び幅で、後述する公共施設の物価高騰対策の経費拡充が影響している。

一般行政経費の単独分には別枠として臨時的経費3項目⁽⁷⁾が計上されているが、このうち、人口減少社会に対応した「地域社会再生事業費」4,200億円は引き続き存置されている。その他2項目のうち「地方創生推進費」1兆円は前年度までの「まち・ひと・しごと創生事業費」の改称、「地域デジタル社会推進費」はマイナンバーカードの利活用事業分として500億円を加算した。

図表5は2000年度以降の一般行政経費の補助、単独分の長期的動向をみたものである。単独事業については2015年度から盛り込まれた地方創生関連の臨時的経費を含めた額と含めない額を表している。

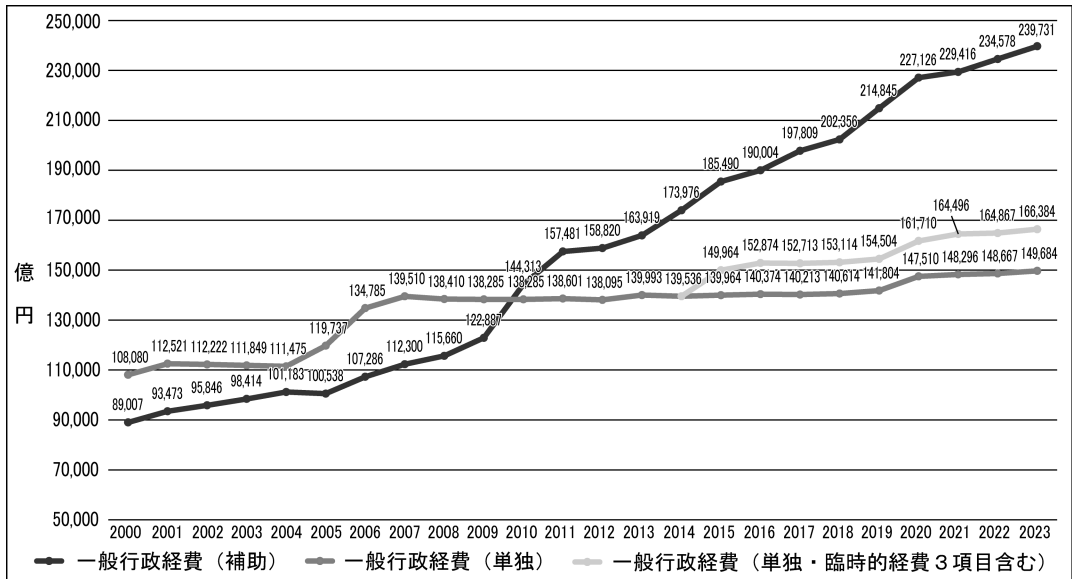
この間、増加の一途をたどっているのは補助事業で社会保障関係の補助事業の制度拡充および自然増によるものであり、一般行政経費総額の主な増加要因であることがわかる。

一方、臨時的経費を含まない単独分は小泉政権下の三位一体改革（2004年度～2006年度）で、国庫補助負担金の一般財源化が行われたことにより急増して以来、ほぼ横ばいが続いていたが、幼保無償化の平年度化（公立分）などをはじめとする消費増税にともなう社会保障の充実、会計年度任用職員制度の導入、森林環境譲与税の導入にともなう経費の計上などにより6,000億円程度増加した。

臨時的経費を含む動向をみると2015年度に「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が計上されて以来、追加項目をとめないながら単独事業を1.6兆円程度押し上げており、その依存度は大きい。

(7) 臨時的経費3項目は本稿での独自の呼称で、一般行政経費単独分の別枠として積算されている「まち・ひと・しごと創生事業費」、「地域社会再生事業費」、「地域デジタル社会推進費」のことで、交付税の算定の根拠となる地方交付税法では附則において「当分の間」と位置づけていることから、このように呼んでいる

図表5 一般行政経費（補助・単独）の推移



(資料) 図表2と同じ

◆ デジタル田園都市国家構想事業費の新設

2015年度以来、安倍政権の地方創生推進を受けた「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円を、一般行政経費単独分の別枠として計上してきたが、2023年度から同額のまま「地方創生推進費」と改称し、さらに2021年度から2年間の期限とした「地域デジタル社会推進費」を3年間延長した上で、これら2項目を「デジタル田園都市国家構想事業費」として包括した。地域デジタル社会推進費については、マイナンバーカードの利活用事業を後押しするために500億円を上乗せして2,500億円を計上した。別枠項目をさらに包括する項目設定は今回が初めてである。

いずれの項目も交付税算定では従来の算定式をそのまま引き継ぐ見込みだが、地域デジタル社会推進費のマイナンバーカード利活用事業分については、交付率の上位3分の1の市町村を基準に、これより交付率が高い市町村では割増補正をかける。一方、基準より低い市町村については割落とすなどの不利な算定は行われないため、交付税の算定結果に大きな影響はないものと予想される。

今回の見直しや加算は現政権の政策が色濃く反映されたものであり、場当たり感が否めない。また、地財計画の臨時的経費の項目を見直す一方で交付税の算定は従

来通りというのも、マクロの需要とミクロの需要の整合性の点から詳しい説明が求められる。

◆ **公共施設の光熱費の高騰を踏まえた経費対応**

昨年来の原油価格高騰にともない、学校、福祉施設、文化施設等の自治体が有する公共施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費の単独分に700億円を計上した。既述のように単独分は前年度から1,000億円強増加しており、物価高騰対策がその3分の2を占めていることになる。

◆ **その他**

このほか新たに計上された事業のうち一般行政経費に含まれると推察されるものとして、地域のデジタル・グリーン等の成長分野の人材育成、自治体と地方大学の連携、自治体のデジタル人材の確保・育成、自治体のDX実現のための専門アドバイザーの派遣など、都道府県などを中心とする地域の人への投資（リスクリング）の推進に関する経費の地財措置がある。一部は事業期間が限られており、DXの実現以外は所要額の一定割合を特別交付税で措置する制度となっている。

また、地域おこし協力隊の取り組み強化や「ローカルスタートアップ支援制度」の創設なども経費算入され、特別交付税で一定割合を措置する。

地域おこし協力隊については隊員募集の経費に関する特別交付税措置を1団体当たり200万円上限から300万円上限に引き上げるほか、現役の協力隊員に対するOB・OG等によるサポート体制について、1団体当たり200万円上限の委託料の特別交付税措置の創設、現役の協力隊員の起業・事業継承に関する特別交付税措置として、新たに任期年目から隊員一人当たり100万円を上限に給付する拡充策が講じられる。

ローカルスタートアップ支援事業は、地域の事業企画や立ち上げに必要な民間事業者に対する案件募集経費や法人設立等にかかる経費の特別交付税措置の新設、地域振興のための民間投資促進のための各種融資制度の拡充やこれにともなう自治体の負担の一部を特別交付税で措置する対策を講じるものである。

マイナンバーカードの利活用としては、自治体が郵便局等における証明書の自動交付サービスを導入する経費について、措置率を0.7とする特別交付税措置が講じられる。

(4) 投資的経費（11兆9,731億円 ▲0.0%）

◆ 概況

全般的に大きな変動はなく、直轄・補助、単独事業ともおおむね前年度並みとなっている。単独分のうち公共施設等適正管理推進事業費が1,000億円減少しているが、これは後述する脱炭素化推進事業費を項目として外出ししたことによる。

事業規模は変わらないが、起債などの事業対象については拡充されたものが散見される。

◆ 緊急防災・減災事業費

東日本大震災をきっかけに、地域の防災力強化のための施設整備や災害に迅速に対応するための情報網の整備などを目的に2013年度から地財計画に計上され、対象事業を拡大しながら事業期間を延長してきた。現在は2021年度から2025年度の事業期間のなかにある。2023年度は指定避難所となった社会福祉法人・学校法人における避難者の生活改善の取り組み事業および消防本部における水中ドローンの整備について起債対象を拡大した。

なお、同起債は起債充当率100%で元利償還金の70%が交付税で措置される。

このほか、物価高騰対策として津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における平米当たりの建築単価の上限が引き上げられた。

◆ 脱炭素化推進事業費の新設

岸田政権は脱炭素化社会経済への転換を目指すいわゆるGX（グリーントランスフォーメーション）の推進を掲げて担当大臣を置くなど、脱炭素化を主要な政策に位置づけている。2022年12月22日にGX実行会議で決定されたGX実現に向けた基本方針では、地域の脱炭素化へ向けた自治体の役割が拡大することを踏まえ、新たに単独事業の別枠として「脱炭素化推進事業費」が創設された。事業期間は2025年度までである。

なお、脱炭素化事業自体は2022年度の投資的経費の公共施設等適正管理推進事業費の対象事業として追加されたもので、これを外出しした上で対象事業を拡大している。

2022年度における対象事業は①太陽光発電の導入②建築物におけるエネルギー消費の実質ゼロ化対策（ZEB：Net Zero Energy Building）③省エネルギー改修の実施④LED照明の導入であった。今回、これらの事業に加え、再生可能エネルギーにおけるバイオマスや熱利用等、公用車における電動車の導入などが対象となった。

また、上記の事業のほか、公営企業の特有の事業も対象となり、たとえば小水力事業、バイオガス発電等が起債事業となる。

◆ 地域公共交通（ローカル鉄道）の再構築への対応

国交省はローカル鉄道⁽⁸⁾を含む地域公共交通機関の再構築へ向けて法改正や支援制度の整備を進めている。現行の地域公共交通活性化再生法⁽⁹⁾では自治体が主体となって、交通事業者や学識者等から構成される協議会を設置し、そこでの検討を経て地域公共交通計画を策定する努力義務を規定している。同計画では鉄道以外の公共交通機関や自家用有償旅客輸送等の公共交通以外の輸送資源を総合的に活用し、まちづくりと連携したネットワーク化を盛り込むことが期待されている。今回の法改正後は自治体や事業者の意向を踏まえて国交大臣が協議会を設置し、再構築を後押しする仕組みが導入される。財政支援としては、既存の社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」を創設し、地方負担分が地財計画に計上されることになった。

同交付金は補助率2分の1で補助対象事業は、地域公共交通特定事業⁽¹⁰⁾の実施計画の認定を受けた鉄道施設（駅施設や信号保安設備等）、バス施設（停留所やEVバス関連施設）といった附帯設備である。

補助金の交付にあたっては地域公共交通計画の作成や同特定事業実施計画の認定、立地適正化計画などのまちづくりとの相互連携、事業効果の目標設定などが要件となっており、より国が地域交通の再編を協議や財政面で強く後押しするスキームとなっている。

こうした国の関与について都道府県知事から評価する声が多いようだが、一部には路線廃止を前提にしないことが重要との指摘もあり（読売新聞 2022年8月1日）、結論ありきの再構築にならないよう今後の運用が注目される。

(8) 新幹線、在来幹線、都市鉄道に該当する路線以外の鉄軌道路線

(9) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(10) 地域公共交通活性化再生法にもとづく地域公共交通計画の事業のうち、重点的に取り組む事業。たとえばLRT（軌道系の新交通システム）やBRT（バス専用レーンなどによる公共車両専用システム）などの整備があげられる

(5) その他

◆ 地下鉄事業特例債の延長

京都市のケースのように地下鉄事業の経営状況が厳しい状況を踏まえ、過去の地下鉄建設の起債の支払い利息の財源確保として発行する地下鉄事業特例債の期間を5年間延長することになった。一般会計が負担する起債の元利償還金については45%を交付税措置する仕組みである。地財計画の歳出に計上されている公営企業繰出金に関連する事項である。

◆ 特別減収対策企業債

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で料金収入が減収となっている公営企業の資金繰り対策として、2020年度に特別減収対策企業債を発行できる制度が創設され期間延長を重ねてきており、2023年度も全事業について制度が延長される。

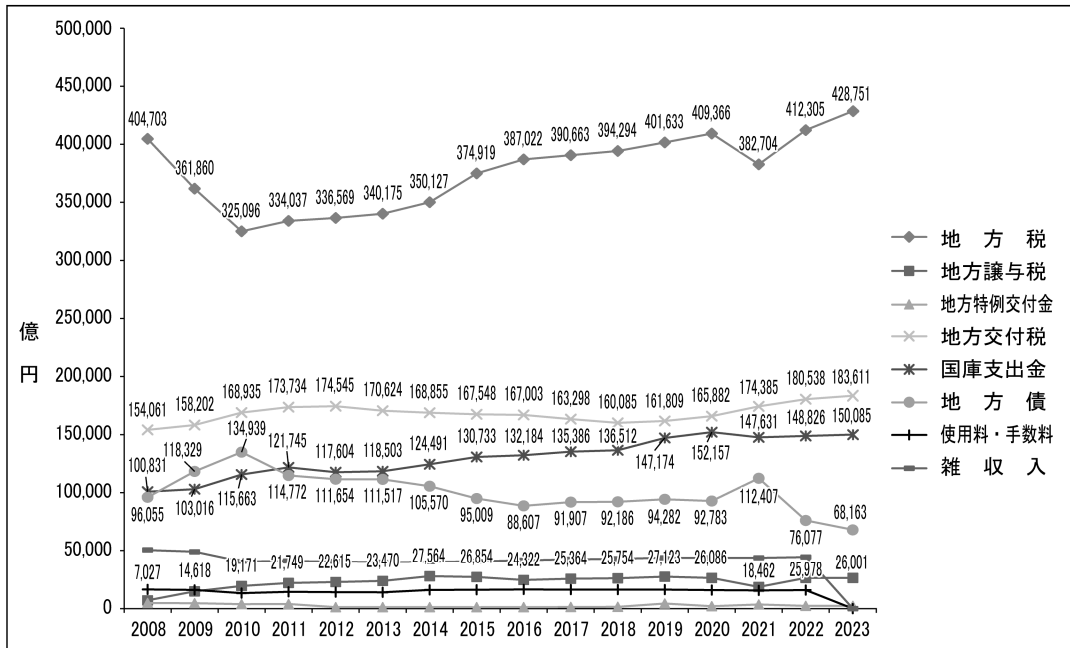
5. 歳入の動向と特徴

(1) 概況

図表6は2008年度以降の歳入の推移を項目別にみたものである。

地方税、地方譲与税、地方交付税等の一般財源関係はいずれも前年度を上回っており、地方税および地方交付税は過去最高額を更新した。一方、地方債は臨財債の発行額が大幅に減少したことにより、2年連続で前年度を下回った。国庫支出金は社会保障関連の国庫負担金の増加などにより前年度を引き続き上回った。

図表6 地財計画の歳入の推移



(資料) 図表2と同じ

(2) 地方税 (42兆8,751億円 4.0%)

地方税は前年度の伸び率にはいたらないものの、引き続き増収見通しとなった。

図表7は地方税の当初見込みの主な内訳を前年度と比較したものである。

道府県税、市町村税とも主要な税目で前年度を上回っており、いずれも合計額は過去最高額となった。伸び率では地方消費税が11.3%と目立っており、2022年度からの円安や資源高による輸入額の増加やポストコロナの消費の伸びなどが織り込まれたと推察される。

個人住民税については、近年の物価高騰を踏まえた民間企業の賃上げの動きが広まれば、来年度以降もさらなる増額の可能性があるが、一方で法人関係税（法人住民税や事業税）については原油・原材料価格や輸送コストの高騰、長期金利、為替レート、ウクライナ情勢など、今後の経済動向に影響する不確定要素が多いため見通しは不透明である。ちなみに帝国データバンクが2022年12月に行った2023年度の景気見通しに関する企業意識調査によれば、景気悪化を見込む企業が約4分の1にのぼり、一方で景気回復を見込む企業が前回の2割から1割に低下するなど、税収にとって厳しい見

図表7 地方税見込額の状況（通常収支）

		(億円)			
		2022	2023	対2022年度 増減	伸び率
道府 県 税	道府県民税個人分	44,635	45,757	1,122	2.5%
	道府県民税法人分	3,426	3,584	158	4.6%
	利子割	267	211	-56	-21.0%
	配当割	1,617	2,608	991	61.3%
	株式等譲渡所得割	2,400	1,743	-657	-27.4%
	事業税	46,170	48,653	2,483	5.4%
	地方消費税	59,167	65,882	6,715	11.3%
	自動車税	16,765	16,178	-587	-3.5%
	その他	15,132	15,442	310	2.0%
		道府県税計	189,520	200,013	10,493
市 町 村 税	市町村民税個人分	82,494	84,560	2,066	2.5%
	市町村民税法人分	15,863	16,536	673	4.2%
	固定資産税	95,087	97,581	2,494	2.6%
	都市計画税	13,570	13,873	303	2.2%
	その他	16,027	16,374	347	2.2%
		市町村税計	222,785	228,738	5,953

(注) 各合計額は東日本大震災による減免等控除後の金額のため税目の合計とは一致しない

(資料) 前掲「歳入歳出総額の見込額」より作成

通しが示されている。

(3) 地方譲与税（2兆6,001億円 0.1%）

地方譲与税はほぼ前年度並みの見通しとなった。2022年度は森林環境譲与税の総額引き上げがあったが、今年度はこうした要因がないため主に自然増減収の影響のみとなった。

図表8は地方譲与税の内訳を前年度と比較したものである。特別法人事業譲与税が前年度を151億円上回る一方で、地方揮発油譲与税や自動車重量譲与税がそれぞれ前年度を127億円、17億円下回った結果、特別法人事業譲与税の伸びを相殺し、総額ではほぼ前年度並みとなった。なお、2024年度は森林環境税の課税が始まり、森林環境譲与税も満額の600億円に引き上げられる。

図表 8 地方譲与税見込額の状況

	2022	2023	増減額
地方揮発油譲与税	2,291	2,164	▲ 127
石油ガス譲与税	48	50	2
自動車重量譲与税	2,891	2,874	▲ 17
航空機燃料譲与税	149	152	3
特別とん譲与税	113	124	11
森林環境譲与税	500	500	0
特別法人事業譲与税	19,986	20,137	151
合 計	25,978	26,001	23

(資料) 同上

(4) 地方交付税 (18兆3,611億円 1.7%)

交付税については算定基礎を詳細にみていこう。

図表 9 は交付税法定率分内訳と加算や精算等の内容である。地財計画に計上される交付税総額は法定率分からさまざまな加減要素を経た額であり、図表では法定率分計と各種調整後の交付税総額が対比される。なお、2023年度は参考値として概算要求段階の法定率分の見通しを併記した。

◆ 法定率分

まず、図表上段の法定率分の内訳からみていこう。2023年度 (C) の合計額は18兆8,419億円で、前年度 (A) の17兆6,441億円を1兆円超上回る見通しであり、法定5税すべてで前年度を上回っている。また、概算要求段階 (B) と比較しても所得税、酒税、消費税で上回り、総額では2,000億円弱上振れしている。

交付税総額のいわゆる発射台となる法定率分の大幅な増収見通しが、2023年度の財源不足の縮小の直接的要因の一つとなった。

次に「加算や精算等」をみていこう。今回はこの内容に異例の特徴がある。

◆ 国税減額補正精算分 (▲2,910億円)

交付税法定率分は国税の当初予算段階の見通しにもとづき算定されるため、決算段階で国税がこれを下回った場合に、後年度の法定率分から控除する精算措置が講じられる。2023年度の通常の控除額は2008年度、2009年度、2019年度の精算分2,910億円である。

◆ 国税減額補正精算前倒し分 (▲4,922億円)

2023年度は通常の精算に加え、後年度に控除予定の2020年度分の精算4,922億円

が、前倒しで控除された。こうした前倒しは異例の対応であり、財源不足が縮小する状況下で交付税特会の財政健全化の見地から前倒しを行ったものと推察される。

◆ 交付税特会借入金償還（▲ 1兆3,000億円）

交付税特会借入金は2006年度まで行われていた地財対策の一つで、交付税特会で借り入れて交付税に加算する措置であった。この償還は国の償還計画にもとづき後年度の交付税総額から控除しており、地方が負担する借入残高は2022年度末で29.6兆円に上る。現在の償還計画では2024年度まで各年度5,000億円で、その後段階的に引き上げられ2029年度以降、年1兆円が予定されている。この計画に従えば2023年度は5,000億円であるが、8,000億円を臨時的に上積みして1兆3,000億円を償還し、借入残高を28.3兆円に圧縮した。償還額の上積みは異例の対策であり、償還額自体も過去最高額を記録した。これも将来負担の軽減を目的としたものと推察される。

以上の国税減額補正精算前倒し分と交付税特会借入償還の上積み分を合計すると1兆2,922億円となり、加算や精算等の項目の最下段にある前年度からの繰越金1兆4,242億円と比較すると、繰越金の財源を将来負担の軽減に充当したとみることができる。これに対し2022年度の繰越金1兆2,561億円は交付税総額の加算に実質的に充当していることから、2023年度が交付税特会の財政健全化に重点を置いていることがわかる。

図表9 交付税の算定基礎の状況

(億円)

	法定5税	法定率%	2023		前年度地財計画との比較		
			(A)地財計画	(B)概算要求	(C)地財計画	増減(C-A)	伸び率
法定率分の内訳	所得税	33.1	67,464	69,568	69,669	2,204	3.3%
	法人税	33.1	44,142	48,459	48,333	4,190	9.5%
	酒税	50	5,640	5,356	5,900	260	4.6%
	消費税	19.5	42,067	44,178	45,599	3,531	8.4%
	地方法人税	100	17,127	19,095	18,919	1,792	10.5%
	法定率分計		176,441	186,656	188,419	11,978	6.8%
	加算や精算等	国税減額補正精算分		-2,910		-2,910	
国税減額補正精算前削し分					-4,922		
法定加算(既往法定分)			154		154		
交付税特別会計借入金償還			-5,000		-13,000		
交付税特別会計借入金支払利子			-709		-572		
交付税特別会計剰余金活用					1,200		
公庫債権金利変動準備金活用					1,000		
前年度からの繰越金			12,561		14,242		
各種調整後の交付税総額			180,537		183,611		

(注) 法定率分の合計は国税減額補正精算分などの控除前の単純計である
 (資料) 2023年度地財計画および政府予算資料より作成

◆ 基準財政需要額・基準財政収入額の見通し

交付税の算定基礎のうち基準財政需要額の伸び率は、臨財債振替前の個別算定経費(臨時的経費3項目および公債費、事業費補正分除く)で道府県分、市町村分いずれも0.5%程度の増加を見込んでいる。また、包括算定経費は道府県分1.0%程度、市町村分は3.5%程度の増加を見込んでいる。一般的に地方税見通しが前年度を上回る場合、包括算定経費は減少する相関がみられるが、2023年度は地方税が4.0%伸びたにもかかわらず、包括算定経費は増加する見通しとなっている。詳細は不明であるが、後述する公共施設等の物価高騰対策分の算定がプラスに寄与していることが要因の一つとみられる。

次に算定内容についてみると、旧まち・ひと・しごと創生事業費を改称した「地方創生推進費」については既述のように従来の算定式を引き継ぎ、1兆円のうち3,900億円(残り100億円は特別交付税)を「地域の元気創造事業費」、6,000億円を「人口減少等特別対策事業費」で算定する。後者については2020年度より5年間で地方創生の「取組の必要度」から「取組の成果」へと算定のウエイトを1,000億

円シフトさせているが、これについても継続される。2023年度のそれぞれの算定額は「取組の必要度」については道府県分で1,050億円程度、市町村分で2,150億円程度、「取組の成果」については道府県分で950億円程度、市町村分で1,850億円程度が予定されている。

学校や福祉施設等の公共施設の光熱費に関する物価高騰対策分700億円は、包括算定経費で算定される予定である。

この他、児童福祉関係や保健師等の人員拡充、看護、介護、保育、幼児教育等の職員の処遇改善の平年度化などは、基準財政需要額の関連項目の単位費用の引き上げに反映されるものと予想される。

一方、基準財政収入額の伸び率は本稿執筆段階では不明だが、**図表7**でみたようにほとんどの税目で前年度を上回っており、都道府県合計で5.5%増、市町村合計で2.6%増となっていることから、基準財政収入額も同様の高い伸びが見込まれる。

(5) 国庫支出金 (15兆85億円 0.8%)

義務教育教職員給与費負担金や社会保障関連の国庫負担金を中心に前年度を上回っている。増加額が大きかったのは義務教育教職員負担金、障がい者自立支援給付費等負担金、子どものための教育・保育給付交付金（いわゆる幼保教育無償化関連）などである。一方、公共事業費関連は小幅ながらも前年度を上回っており、公共施設や災害復旧事業などで前年度を上回る事業が散見される。

(6) 地方債 (6兆8,163億円 ▲10.4%)

概況でみたように地方債は2年連続で大幅に減少している。主に臨財債の発行の減少が要因であるが、その他では旧合併特例債、公共施設等適正管理推進事業債なども減少幅が大きい。一方、比較的增加幅が大きいのは学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、脱炭素化推進事業債（皆増）、過疎対策事業債などである。

結 び

最後に本稿のまとめと若干の所見を述べて結ぶこととする。

2023年度の地財計画は収支規模、一般財源総額とも過去最高額を更新し、各自治体の一

一般財源も少なくとも前年度並みの水準が確保されると予想される。また、今回は前年度を上回る財源不足の縮小と交付税特会の財政健全化を両立させ、将来負担を軽減する対策を講じたことは評価できる。この直接的要因は地方税や法定率分の増加見込みによるところが大きいが、前年度からの繰越財源による一時的な財源確保も活用しており、今後もこうした余裕財源をとまなう財源不足の縮小が生じる年度においては、財政健全化に重点をおいた地財対策が講じられるものと予想される。

ただし、一般財源総額は不交付団体の水準超経費を除けば前年度比で1,500億円の伸びにとどまっており、一般財源総額実質同水準ルールに即して財源不足の大幅な縮小の間接的な要因となっている。この伸び幅については、地財計画に新たに盛り込まれた一連の事業が反映されたとみられるが、その多くは人口減少社会を見据えた重要なものであり、国の施策推進にあわせて地方が中長期的に独自に取り組む分野が少なくない。同水準ルールがこうした新たな標準的行政に対する財源保障の上限となり、結果的に国から地方への財源無き義務づけ政策にならないよう、一般財源総額の十分性について中長期的な検証が必要である。

歳出では、退職手当以外の給与関係経費については、人事院勧告、期末手当減額調整分の解消、各種専門職等の処遇改善などが反映された割には伸び幅が鈍い印象を受けた。岸田政権は人への投資、インフレ率を超える賃上げなどを掲げており、今後、給与関係経費にもこうした方針が反映されるべきである。なお、総務省は2024年度より会計年度任用職員に勤勉手当を支給する方針を固めたとの報道もある（2023年1月23日 東京新聞）。これについては一般行政経費の単独分に計上される見込みであるが、いずれにしても地財計画における人重視の財源保障の流れが垣間見られる。給与関係経費の動向は自治体の給与の実態も大きく影響するが、肝心の現場では人件費は相変わらず歳出削減の調整弁として扱われがちである。そろそろ人への投資という視点で人件費をとらえていく必要があるだろう。

一般行政経費単独分は既述の物価対策700億円を除けば伸びは低く、長期抑制の傾向が続いている。そもそも単独分は社会保障や保健医療、各種行政サービスなどの経費を包括計上していることから、その多寡を単純に評価することはできない。しかし、子育て支援や高齢者介護、障がい者福祉などの制度充実にあわせた自治体の独自施策、格差社会における貧困対策、居住確保など、近年山積する自治体の政策課題を踏まえると、一般行政経費単独分の抑制傾向は標準的行政の積算として十分性に疑問を抱かざるを得ない。ましてや今回の地財計画に盛り込まれた事業は、人口減少社会における自治体の中長期的取り組

みが求められるところであり、その水準のあり方について積極的な議論が求められる。

デジタル田園都市国家構想事業費の新設は、従来の一般行政経費単独分の別枠分1.2兆円分を、岸田政権の政策の受け皿に入れ直すことでその水準を維持し、さらに500億円の増額を確保することができた。結果的には従来の臨時的経費1.2兆円分が新たな項目に振り替えられたことになるが、こうした時の政権の政策にあわせて臨時的経費を更新していくことは、標準的な行政経費を積算し、交付税算定を通じて一般財源を安定的に保障する交付税制度のあり方として適切ではない。

地方六団体の声明ではこのような臨時的経費を含めた一般財源総額確保を高く評価しており、デジタル田園都市国家構想事業費についても肯定的な見方がされている。確かに金額確保を優先する財源対策は規模確保の面では有効かもしれないが、今日のような公共交通対策、空き家問題、生活関連サービス撤退にともなう行政対応など、人口減少社会における新たな自治体政策が求められる時代においては、こうした流動的な政策枠に依存し続けることで、中期的な自治体政策の財政需要に交付税が対応できなくなる可能性がある。

不安定な臨時的経費の規模をいかに中長期の標準的行政の姿に結びつけていくかが今後の課題である。そのためには、自治体側は総務省、財務省の地財折衝を見守るだけでなく、たとえば国と地方の協議の場を活用し、一般行政経費の単独分や臨時的経費の中期展望などについて議論することを試みてはどうだろうか。地財計画は単なる財源保障枠にとどまらず、地方自治のナショナルミニマムを体現するものである。その新しい姿を描くためには自治体側の努力が求められる。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：デジタル田園都市国家構想／公庫債権金利変動準備金／地方創生推進費／地域デジタル社会推進費／地域公共交通再構築事業

【参考文献】

- 小西砂千夫『基礎から学ぶ 地方財政』学陽書房、2013年
 鎌田素史「国家財政健全化と地方財政充実の相克 ― 財政制度等審議会と地方財政審議会の議論から」『立法と調査』2019年7月号
 飛田博史「2023年度地財計画と地方財政」『月刊自治研』2023年2月号
 飛田博史「2022年度地方財政計画について」『自治総研』2022年2月号
 星野菜穂子「地方単独ソフトと地方財政計画」『自治総研』2022年5月号

<資料1> (総務省ホームページ資料を掲載、資料2も同じ)

令和5年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
令和5年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円を確保
- ・ 地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度から0.8兆円抑制

一般財源総額(水準超経費除き) 62.2兆円(前年度比+0.2兆円、前年度 62.0兆円)

※ 水準超経費を含めた一般財源総額は65.1兆円(同+1.2兆円、同 63.9兆円)

・ 地方税・地方譲与税	45.5兆円 (前年度比+1.6兆円、前年度 43.8兆円)
・ 地方特例交付金等	0.2兆円 (同 ▲0.0兆円、同 0.2兆円)
・ 地方交付税	18.4兆円 (同 +0.3兆円、同 18.1兆円)
・ 臨時財政対策債	1.0兆円 (同 ▲0.8兆円、同 1.8兆円)

(注) 端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債の発行を対前年度比▲0.8兆円と抑制(④1.8兆円→⑤1.0兆円)。年度末残高見込みは2.9兆円縮減(④52.0兆円→⑤49.1兆円)
- ・ 交付税特会借入金を償還計画額を上回る1.3兆円償還し(0.5兆円→1.3兆円)、残高を縮減(④29.6兆円→⑤28.3兆円)
- ・ 交付税の国税減額補正精算を前倒し(0.3兆円→0.8兆円)

(3) 主な歳出項目

① 地域のデジタル化の推進

- ・ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間を延長(令和5年度～令和7年度)するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)

※「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費」に名称変更した上で、これと地域デジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」(1.25兆円)を創設

② 地域の脱炭素化の推進

- ・ 地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」(1,000億円)を計上し、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充

③ 自治体の施設の光熱費高騰への対応

- ・ 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

歳入歳出の概要

通常収支分 (単位: 兆円、%)

区 分		5年度 A	4年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	42.9	41.2	1.6	4.0
	地方譲与税	2.6	2.6	0.0	0.1
	地方特例交付金等	0.2	0.2	▲ 0.0	▲ 4.3
	地方交付税	18.4	18.1	0.3	1.7
	国庫支出金	15.0	14.9	0.1	0.8
	地方債	6.8	7.6	▲ 0.8	▲ 10.4
	臨時財政対策債	1.0	1.8	▲ 0.8	▲ 44.1
	臨時財政対策債以外	5.8	5.8	▲ 0.0	▲ 0.1
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.5
	雑収入	4.6	4.4	0.1	3.2
その他	0.0	0.0	0.0	▲ 122.1	
計		92.0	90.6	1.4	1.6
一般財源		65.1	63.9	1.2	1.9
(水準超経費を除く交付団体ベース)		62.2	62.0	0.2	0.2
歳 出	給与関係経費	19.9	20.0	▲ 0.1	▲ 0.3
	退職手当以外	18.8	18.5	0.2	1.3
	退職手当	1.1	1.4	▲ 0.3	▲ 21.1
	一般行政経費	42.1	41.4	0.6	1.5
	うち 補助	24.0	23.5	0.5	2.2
	うち 単独	15.0	14.9	0.1	0.7
	うち デジタル田園都市国家構想事業費	1.25	1.2	0.05	4.2
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	地域デジタル社会推進費	0.25	0.2	0.05	25.0
	うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	11.3	11.4	▲ 0.2	▲ 1.4
	維持補修費	1.5	1.5	0.0	1.9
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.0	12.0	▲ 0.0	▲ 0.0
	直轄・補助	5.7	5.7	▲ 0.0	▲ 0.1
	単独	6.3	6.3	0.0	0.0
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.6	▲ 0.1	▲ 17.2
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 脱炭素化推進事業費	0.1	-	0.1	皆増
公営企業繰出金	2.4	2.4	▲ 0.0	▲ 1.5	
水準超経費	2.9	1.9	1.0	56.2	
計		92.0	90.6	1.4	1.6

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
 ※ デジタル田園都市国家構想事業費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(0.2兆円)の合算額である。
 ※ 地方創生推進費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)の額である。

〈資料 2〉

令和5年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
令和5年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

【I 令和5年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模	92兆 350億円	(④)90兆5,918億円、+1兆4,432億円、+1.6%
(2) 地方一般歳出	76兆4,839億円	(④)75兆8,761億円、+6,078億円、+0.8%
(3) 一般財源総額 (水準超経費を除く交付団体ベース)	62兆1,635億円	(④)62兆 135億円、+1,500億円、+0.2%
※ 水準超経費を含めた一般財源総額		
(4) 地方交付税の総額	65兆 535億円	(④) 63兆 8,635億円、+1兆1,900億円、+1.9%
(5) 地方税及び地方譲与税	18兆3,611億円	(④)18兆 538億円、+3,073億円、+1.7%
(6) 地方特例交付金等	45兆4,752億円	(④)43兆8,283億円、+1兆6,469億円、+3.8%
(7) 臨時財政対策債	2,169億円	(④) 2,267億円、▲98億円、▲4.3%
(8) 財源不足額	9,946億円	(④) 1兆7,805億円、▲7,859億円、▲44.1%
	1兆9,900億円	(④) 2兆5,559億円、▲5,659億円、▲22.1%

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	935億円	(④) 1,069億円、▲134億円、▲12.5%
② 規模	2,647億円	(④) 2,987億円、▲340億円、▲11.4%
(2) 全国防災事業 規模	587億円	(④) 1,023億円、▲436億円、▲42.6%

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）①

【Ⅱ 通常収支分】

社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和4年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

○ 一般財源（交付団体ベース）の総額 62兆1,635億円（前年度比 + 1,500億円、+ 0.2%）

※ 水準超経費を含めた一般財源総額 65兆 535億円（ 同 + 1兆1,900億円、+ 1.9%）
 [一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 69.6%（④68.5%）]

- ・ 地方税 42兆8,751億円（前年度比 +1兆6,446億円、+ 4.0%）
- ・ 地方譲与税 2兆6,001億円（ 同 + 23億円、+ 0.1%）
- ・ 地方交付税 18兆3,611億円（ 同 + 3,073億円、+ 1.7%）
- ・ 地方特例交付金等 2,169億円（ 同 ▲ 98億円、▲ 4.3%）
- ・ 臨時財政対策債 9,946億円（ 同 ▲ 7,859億円、▲44.1%）

○ 地方債 6兆8,163億円（前年度比 ▲ 7,914億円、▲10.4%）

- ・ 臨時財政対策債 9,946億円（前年度比 ▲ 7,859億円、▲44.1%）
- ・ 臨時財政対策債以外
 通常債 5兆8,217億円（ 同 ▲ 55億円、▲ 0.1%）
 財源対策債 5兆 617億円（ 同 ▲ 55億円、▲ 0.1%）
 財源対策債 7,600億円（ 同 0億円、0.0%）

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）②

2 地方交付税の確保

○ 地方交付税(出口ベース) 18兆3,611億円(前年度比 +3,073億円、+1.7%)

＜一般会計＞

16兆1,823億円(a)

(1) 地方交付税の法定率分等

16兆1,669億円

・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分

16兆9,500億円

・ 国税減額補正精算分(㉔、㉕、㉖)等

▲ 2,910億円

・ 国税減額補正精算の前倒し分(㉗)

▲ 4,922億円

(2) 一般会計における加算措置(既往法定分)(※)

154億円

※ 令和5年度に予定していた加算額3,871億円のうち、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算額154億円については、地方交付税総額の安定的確保の観点から、令和9年度以降に加算するよう、加算時期を調整

＜特別会計＞

2兆1,788億円(b)

(1) 地方法人税の法定率分

1兆8,919億円

(2) 交付税特別会計借入金償還額

▲ 1兆3,000億円

(うち償還の前倒し▲8,000億円)

(3) 交付税特別会計借入金支払利子

▲ 572億円

(4) 交付税特別会計剰余金の活用

1,200億円

(5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

1,000億円

(6) 令和4年度からの繰越金

1兆4,242億円

＜地方交付税＞(a)+(b)

18兆3,611億円

(参考) 地方交付税の推移(兆円)

	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝
地方交付税	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	18.4

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）③

3 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

- ・ 財源不足の縮小 ④ 2兆5,559億円 → ⑤ 1兆9,900億円 (▲ 5,659億円)
- ・ 臨時財政対策債の抑制 ④ 1兆7,805億円 → ⑤ 9,946億円 (▲ 7,859億円)
- ・ 年度末残高見込み ④ 51兆9,931億円 → ⑤ 49兆1,190億円 (▲2兆8,741億円)
- ・ 交付税特別会計借入金償還の前倒し 5,000億円 → 1兆3,000億円 (+ 8,000億円)
- ・ 国税減額補正精算の前倒し 2,910億円 → 7,832億円 (+ 4,922億円)

(参考) 臨時財政対策債の推移(兆円)

	②⑥	②⑦	②⑧	②⑨	③⑩	③①	③②	③③	③④	③⑤
臨時財政対策債	5.6	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0

4 財源不足の補填

- 令和5年度における財源不足額 1兆9,900億円(前年度比▲5,659億円、▲22.1%)

※ 折半対象財源不足は、令和4年度に引き続き生じていない

- 令和5年度から令和7年度までの間、国と地方の折半ルールを延長。令和5年度においては、以下のとおり財源不足額を補填

- ① 財源対策債の発行 7,600億円
- ② 地方交付税の増額による補填 2,354億円
 - ・ 一般会計における加算措置(既往法定分) 154億円
 - ・ 交付税特別会計剰余金の活用 1,200億円
 - ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 1,000億円
- ③ 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分) 9,946億円

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）④

5 地域のデジタル化の推進

- 「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間を延長（令和5年度～令和7年度）するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額（令和5年度・令和6年度）
- 「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費」に名称変更した上で、これと地域デジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」（1兆2,500億円）を創設

	令和4年度 (単位:億円)	令和5年度 (単位:億円)
一般行政経費	414,433	420,841
一般行政経費		
デジタル田園都市国家構想事業費		12,500
まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000
地域デジタル社会推進費	2,000	2,500
		(マイナンバーカード利活用特別分 500)

6 地域の脱炭素化の推進

- 地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」（1,000億円）を計上し、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーン債券を発行

7 地域の人への投資（リスキリング）の推進

- 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に要する経費に対して地方財政措置を講ずるとともに、地方団体のデジタル化の推進に向け、都道府県等の市町村支援のためのデジタル人材確保等に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑤

8 防災・減災のための取組の推進

- 防災・減災のための取組を一層推進するため、「緊急防災・減災事業費」について、社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援や、消防本部における水中ドローンへの配備を対象事業に追加

9 地方への人の流れの拡大の推進

- 地域おこし協力隊員の募集や日々のサポート体制の強化に要する経費など、地域おこし協力隊に関する地方財政措置を拡充するとともに、地域資源を活用した全国各地での創業を支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を創設

10 地域社会再生事業費

- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和5年度においても、引き続き4,200億円を計上

11 物価高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独）を700億円増額
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）と、公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）における建築単価の上限を引上げ

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑥

12 こども・子育て支援の強化

- 児童虐待防止対策の強化を図るため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所の児童福祉司を令和6年度までの2年間で約1,060名、児童心理司を令和8年度までの4年間で約950名それぞれ増員
〔児童福祉司：④約5,780名 → ⑤約6,310名 → ⑥約6,850名〕
〔児童心理司：④約2,350名 → ⑤約2,590名 → ⑥約3,300名〕
- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金の地方負担に対して地方財政措置を講ずる

13 保健所等の恒常的な人員体制強化

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所等の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員（④約2,700名 → ⑤約3,150名）するとともに、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約150名増員

14 地域公共交通（ローカル鉄道）の再構築への対応

- 鉄道事業者と地域の合意に基づくローカル鉄道の再構築を図るための経費について、新たな国庫補助事業の地方負担に対して地方財政措置を講ずる

15 地下鉄事業特別債の延長・特別減収対策企業債の延長

- 各地下鉄事業の経営状況が引き続き厳しいことから、経営戦略の改定状況に応じた発行要件を設けた上で、地下鉄事業特別債を5年間延長
- 新型コロナウイルス感染症対策の影響により料金収入が減少する公営企業の資金繰りに支障が生じないよう、全事業を対象とする特別減収対策企業債を延長

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑦

16 持続可能な地域医療提供体制の確保

- 公立病院等の経営強化を推進し、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保の取組等の支援に係る所要の財政措置を引き続き講ずるとともに、不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げを継続

17 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

- 「経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、新たに、地方団体のDX、首長・管理者向けトップセミナー及び公営企業のDX・GXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するなど事業を拡充

18 社会保障の充実及び人づくり革命等

- 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2兆7,972億円(④)2兆7,968億円)
- ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 6,298億円(④) 6,298億円)
- ・ 人づくり革命に係る事業費 1兆6,347億円(④)1兆6,184億円)

令和5年度地方財政計画の概要（東日本大震災分）

【Ⅲ 東日本大震災分】

○ 震災復興特別交付税の確保

○ 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- ・ 震災復興特別交付税 935億円（前年度比 ▲134億円、▲12.5%）
- ・ 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分 530億円
 - ② 地方単独事業分（中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等） 124億円
 - ③ 地方税等の減収分 281億円

※ 令和5年度の所要額は、935億円であるが、予算額は年度調整分281億円を除いた654億円（令和4年度予算額：929億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和5年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆7,000億円

令和5年度地方財政収支（通常収支分）

(単位:兆円)

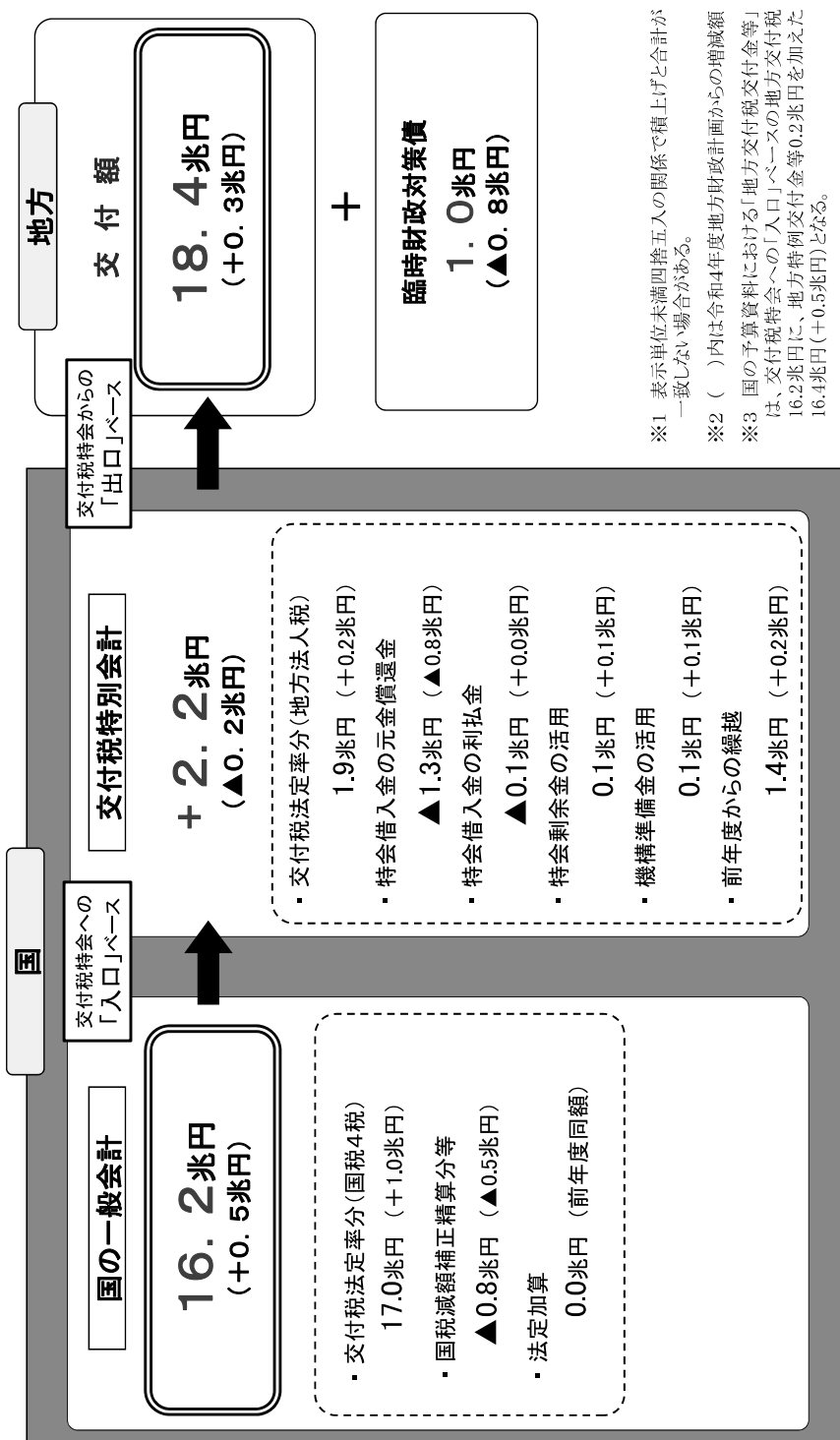
歳出 92.0兆円 (+1.4)	給与関係経費 19.9 (▲0.1)	一般行政経費 42.1 (+0.6) <small>(うち 単独事業 15.0(+0.1) ※ 光熱費高騰への対応 デジタル田園都市国家構想事業費 1.25 (+0.05) 地域社会再生事業費 0.4(同額)</small>	投資的経費 12.0 (▲0.0) <small>(うち 脱炭素化推進事業費 0.1(+0.1))</small>	公債費 11.3 (▲0.2)	その他 6.8 (+1.0)
------------------------	--------------------------	--	--	-----------------------	----------------------

歳入 92.0兆円 (+1.4)	国庫支出金 15.0 (+0.1)	地方債等 11.2 (+0.1)	地方税・地方譲与税等 45.7 (+1.7)	地方交付税 18.4兆円 (+0.3兆円)	臨時(元)財政対策債 1.0 (▲0.8)	建設地方債の増発 0.8 (同額)
					うち 特別剰余金・繰越金等の活用等 0.2	
			財源不足額 2.0兆円(▲0.6兆円)			
			地方一般財源総額 65.1兆円(+1.2兆円)			
			地方一般財源総額(水準超経費除き) 62.2兆円(+0.2兆円)			

注1: 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

注2: ()内は令和4年度地方財政計画からの増減額

令和5年度地方交付税の姿



※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※2 ()内は令和4年度地方財政計画からの増減額は、交付税特会への「入口」ベースの地方交付税16.2兆円に、地方特例交付金等0.2兆円を加えた16.4兆円(+0.5兆円)となる。

地域のデジタル化の推進

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長（令和5年度～令和7年度）
- 地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードを活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費をマイナンバーカード活用特別分として500億円増額（令和5年度・令和6年度）

【事業期間】 令和5年度～令和7年度

【事業費】 令和5年度 2,500億円 うちマイナンバーカード活用特別分 500億円
 （令和4年度 2,000億円）

地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組（想定される例）

高齢者などの住民を対象としたデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくり

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

うち、マイナンバーカードを活用した取組（想定される例）

各種証明書のコンビニ交付サービス

行政手続のオンライン申請

申請書作成支援（書かない窓口）

電子母子手帳サービス等のアプリ

図書館カードとしての利用

地域公共交通における利用

地方交付税措置

【算定項目】 「地域デジタル社会推進費」（普通交付税の臨時費目）

【算定額】 令和5年度 2,500億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分 1,700億円程度
 （令和4年度 2,000億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度）

マイナンバーカードを活用した地域のデジタル化の推進

1. マイナンバーカードを活用した取組についての 普通交付税における算定

- 「地域デジタル社会推進費」の増額分(マイナンバーカード利用特別分500億円)について、マイナンバーカードの交付率も活用して、マイナンバーカードを活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映

【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」において、マイナンバーカードを活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する経費を算定

【算定額】

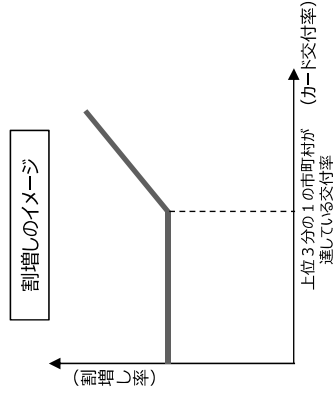
令和5年度 500億円程度 (市町村分)

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの交付率が高く、マイナンバーカードを活用した取組に係る財政需要が多く生じると想定される市町村の経費をマイナンバーカードの交付率に応じて割増し

※1 マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が選んでいる交付率」以上の市町村は、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率で算定

※2 マイナンバーカードの交付率は、普通交付税の算定スケジュールにおいて使用可能な最新の数値を用いる



2. 郵便局を活用した取組

- マイナンバーカードを活用した住民サービス向上のための取組として、地方団体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、特別交付税措置(措置率0.7 ※ 財政力補正あり)を講ずる

地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーン Bonds を発行

1. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで
(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーン Bonds の共同発行

地方債市場におけるグリーン Bonds 等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーン Bonds を発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:33団体)

地域の人への投資（リスキリング）の推進

○ 地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に要する経費に対して地方財政措置を講ずるとともに、地方団体のデジタル化の推進に向け、都道府県等の市町村支援のためのデジタル人材確保等に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

1. 地域におけるリスキリングの推進に関する地方財政措置の創設

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキリング支援

※ 地域職業訓練実施計画(職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画)に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで(「人への投資」パッケージの終了年度と同様)

【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.5)

2. 地方団体と地方大学の連携によるリスキリングの推進に関する地方財政措置の拡充

【対象事業】 地方団体と地方大学が協定を締結して実施する、社会人等を対象としたリスキリング講座の実施等

【事業期間】 期限の定めなし

【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.8 ※ 財政力補正あり)

3. 地方団体におけるデジタル人材の確保・育成に関する地方財政措置の創設

【対象事業】 ①都道府県、連携中枢都市等による市町村支援のためのデジタル人材の確保

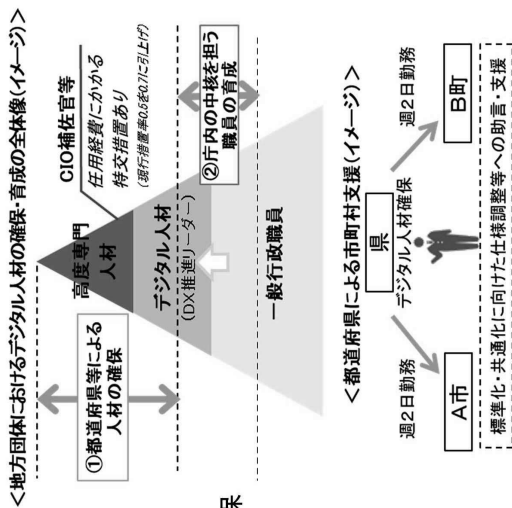
②地方団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員の育成

【事業期間】 令和7年度まで(自治体DX推進計画の計画期間と同様)

【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.7)

4. 地方団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣

地方団体におけるDXの取組を推進するため、新たに、専門アドバイザーを派遣するとともに、都道府県単位で行う「首長・管理者向けトップセミナー」の開催等を支援(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業。地方公共団体金融機構が経費を負担)



防災・減災のための取組の推進

○ 避難所における生活環境改善のための取組や消防本部における災害対応能力の向上のための取組を一層推進するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充

1. 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

<取組例>

- ・ 指定福祉避難所となっている社会福祉施設(養護老人ホーム等)における避難者の生活環境改善(要配慮者用の居室、避難者用トイレ、空調等)のための取組への補助
- ・ 指定避難所となっている私立学校施設(体育館)における避難者の生活環境改善のための取組への補助

2. 消防本部への水中ドローンの配備

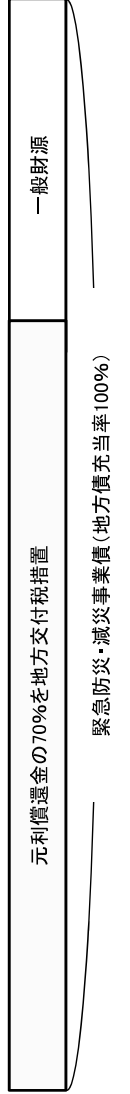


(参考) 緊急防災・減災事業費の概要

<事業期間> 令和3年度～令和7年度 <事業費> 5,000億円(令和5年度)

<現行の対象事業> 公共施設の防災機能強化、指定避難所の生活環境改善、災害対応のための情報網の整備等

<地方財政措置> 緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)



地方への人の流れの拡大の推進

- 令和8年度までに地域おこし協力隊の隊員数を10,000人とする目標に向け、地域おこし協力隊員の募集や日々のサポート体制の強化に要する経費など、地域おこし協力隊に関する特別交付税措置を拡充
- 地域資源を活用した全国各地での創業を支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を創設し、民間事業者に対する案件募集に係る経費等に対して特別交付税措置を講ずる。また、地域経済循環創造事業交付金を活用する事業について、ふるさと融資を含め融資元等を拡充し、ふるさと融資を利用する場合は、地方団体による連帯保証料の補助等に対して特別交付税措置を講ずる

1. 「地域おこし協力隊」の取組強化

- (1) 地域おこし協力隊員の募集等に関する特別交付税措置の拡充
隊員の募集等に要する経費：1団体当たり200万円上限から300万円上限に拡充
- (2) 地域おこし協力隊員の日々のサポート体制の強化に関する特別交付税措置の創設
市町村における隊員の日々のサポートに係る隊員OB・OG等への委託経費：1団体当たり200万円上限
- (3) 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に関する特別交付税措置の拡充
任期最終年次及び任期終了後1年に加え、新たに「任期2年目」より起業・事業承継の準備を支援
(隊員等の起業・事業承継に要する経費：隊員1人当たり100万円上限)

<現役隊員数(R3)とR8目標隊員数>



2. 「ローカルスタートアップ支援制度」の創設

- (1) 事業の企画・立ち上げ等に関する特別交付税措置の拡充
民間事業者に対する案件募集に係る経費や法人設立等に係る経費(法人登記等の委託経費)等について、特別交付税措置(措置率0.8 ※ 財政力補正あり)を講ずる
- (2) ふるさと融資(※)の利用
地域経済循環創造事業交付金を活用する事業について、ふるさと融資を含め融資元等を拡充し、ふるさと融資を利用する場合は、地方団体による地方債の利子負担や連帯保証料の補助に対して特別交付税措置(措置率0.75)を講ずる
※ 地域振興に資する民間投資を支援するために地方団体が長期の無利子資金を融資する制度(融資財源は地方債で調達)

物価高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体の施設の光熱費高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額

※ 普通交付税の単位費用により措置

2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 緊急防災・減災事業債：津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ
(36.1万円 ⇒ 42.2万円)(17%増)
 - ② 病院事業債：公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ
(40.0万円 ⇒ 47.0万円)(18%増)

※ いずれも令和4年度事業債から新単価を適用

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

(単位:億円)

区分	令和5年度	令和4年度
歳入合計	920,350	905,918
地方税	428,751	412,305
地方譲与税	26,001	25,978
地方特例交付金等	2,169	2,267
地方交付税	183,611	180,538
地方債	68,163	76,077
うち臨時財政対策債	9,946	17,805
復旧・復興事業 一般財源充当分	▲ 3	▲ 4
全国防災事業 一般財源充当分	60	▲ 254
主な関係地方指標	650,535	638,635
一般財源総額	②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	
一般財源比率	$\frac{\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑧}+\text{⑨}}{\text{①}}$	68.5%
地方債依存度	$\frac{\text{⑥}}{\text{①}}$	8.4%

(参考)

○ 地方の借入金残高(東日本大震災分を含む) 183.3兆円 (令和5年度末見込) ※188.5兆円(令和4年度末見込)

○ 交付税特別会計借入金残高 28.3兆円 (令和5年度末) ※ 29.6兆円(令和4年度末)

地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

区 分	令和5年度			令和4年度			増減率 (C)/(B) (%)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	
地方議会議決交付金	428,751	412,305	16,446	412,305	16,446	4.0	
地方特例交付金	26,001	25,978	23	25,978	23	0.1	
地方交付金	2,169	2,267	△ 98	2,267	△ 98	△ 4.3	
国庫支出金	183,611	180,538	3,073	180,538	3,073	1.7	
地方債	150,085	148,826	1,259	148,826	1,259	0.8	
うち臨時財政対策債	68,163	76,077	△ 7,914	76,077	△ 7,914	△ 10.4	
うち臨時財政対策債	9,946	17,805	△ 7,859	17,805	△ 7,859	△ 44.1	
うち財源対策債	7,600	7,600	0	7,600	0	0.0	
使用料及び手数料	15,646	15,729	△ 83	15,729	△ 83	△ 0.5	
雑入	45,867	44,456	1,411	44,456	1,411	3.2	
復旧・復興事業一般財源充当分	△ 3	△ 4	1	△ 4	1	△ 25.0	
全国防災事業一般財源充当分	60	△ 254	314	△ 254	314	△ 123.6	
計	920,350	905,918	14,432	905,918	14,432	1.6	
一般財源	650,535	638,635	11,900	638,635	11,900	1.9	
(水準超過費を除く交付団体ベース)	621,635	620,135	1,500	620,135	1,500	0.2	
給与関係手当	199,053	199,644	△ 591	199,644	△ 591	△ 0.3	
退職手当	187,724	185,283	2,441	185,283	2,441	1.3	
退職手当	11,329	14,361	△ 3,032	14,361	△ 3,032	△ 21.1	
一般行政経費	420,811	414,433	6,408	414,433	6,408	1.5	
補助	239,731	234,578	5,153	234,578	5,153	2.2	
単独	149,684	148,667	1,017	148,667	1,017	0.7	
国庫債借入れ・後期高齢者医療制度関係事業費	14,726	14,988	△ 262	14,988	△ 262	△ 1.7	
デジタル田園都市国家構想事業費	12,500	12,000	500	12,000	500	4.2	
地方創生推進費	10,000	10,000	0	10,000	0	0.0	
地域デジタル社会推進費	2,500	2,000	500	2,000	500	25.0	
地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	4,200	0	0.0	
公債	112,614	114,259	△ 1,645	114,259	△ 1,645	△ 1.4	
歳雑	15,237	14,948	289	14,948	289	1.9	
うち緊急渡津推進事業費	1,100	1,100	0	1,100	0	0.0	
投資的経費	119,731	119,785	△ 54	119,785	△ 54	△ 0.1	
直轄・補助	56,594	56,648	△ 54	56,648	△ 54	△ 0.1	
単	63,137	63,137	0	63,137	0	0.0	
うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	5,000	0	0.0	
うち公共施設等運営管理推進事業費	4,800	5,800	△ 1,000	5,800	△ 1,000	△ 17.2	
うち緊急自然災害防上対策事業費	4,000	4,000	0	4,000	0	0.0	
うち風化推進事業費	1,000	-	1,000	-	1,000	皆増	
公営企業繰出金	23,974	24,349	△ 375	24,349	△ 375	△ 1.5	
企業債償還費普通会計負担分	13,997	14,398	△ 401	14,398	△ 401	△ 2.8	
その他	9,977	9,951	26	9,951	26	0.3	
不交付団体水準超過費	28,900	18,500	10,400	18,500	10,400	56.2	
計	920,350	905,918	14,432	905,918	14,432	1.6	
(水準超過費を除く交付団体ベース)	891,450	887,418	4,032	887,418	4,032	0.5	
地方一般歳出	764,839	758,761	6,078	758,761	6,078	0.8	

※1 デジタル田園都市国家構想事業費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(2,000億円)の合算額である。

※2 地方創生推進費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)の額である。

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

区	分	令和5年度			令和4年度			増減		率 (C)/(B)
		(A)	(B)	(A)-(B)	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)		
歳入	震災復興特別交付税	935	1,069	△ 134	△ 12.5					
	一般財源充当	3	4	△ 1	△ 25.0					
歳入	国庫支分	1,632	1,822	△ 190	△ 10.4					
	地方債	9	9	0	0.0					
歳入	雑収入	68	83	△ 15	△ 18.1					
	計	2,647	2,987	△ 340	△ 11.4					
歳出	給与関係経費	54	58	△ 4	△ 6.9					
	一般行政経費	1,288	1,418	△ 130	△ 9.2					
歳出	補助単	902	921	△ 19	△ 2.1					
	公債	386	497	△ 111	△ 22.3					
歳出	公債的	68	83	△ 15	△ 18.1					
	投資的	1,237	1,428	△ 191	△ 13.4					
歳出	直轄	1,235	1,426	△ 191	△ 13.4					
	単	2	2	△ 0	△ 0.0					
歳出	公営企業繰出金	0	0	△ 0	△ 0.0					
	計	2,647	2,987	△ 340	△ 11.4					

(2) 全国防災事業

区	分	令和5年度			令和4年度			増減		率 (C)/(B)
		(A)	(B)	(A)-(B)	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)		
歳入	地方財源充当	646	768	△ 122	△ 15.9					
	雑収入	△ 60	254	△ 314	△ 123.6					
歳出	計	587	1,023	△ 436	△ 42.6					
	公債	587	1,023	△ 436	△ 42.6					
歳出	計	587	1,023	△ 436	△ 42.6					

(参考) 通常収支分と東日本大震災分の合計

区 分	令和5年度			令和4年度			増減			(C)/(B)
	(A)	(B)	(A)-(B)	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)-(B)		
地方	429,397	413,073	16,324	4.0	地方	26,001	25,978	23	0.1	
地方	2,169	2,267	△ 98	△ 4.3	地方	184,516	181,607	2,939	1.6	
地方	183,611	180,538	3,073	1.7	震災復興特別交付税以外	935	1,069	△ 134	△ 12.5	
歳入	151,717	150,648	1,069	0.7	歳入	68,172	76,086	△ 7,914	△ 10.4	
歳入	9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1	歳入	7,800	7,600	200	2.6	
歳入	15,646	15,729	△ 83	△ 0.5	歳入	45,936	44,540	1,396	3.1	
歳入	923,584	909,928	13,656	1.5	歳入	652,059	640,730	11,329	1.8	
歳入	652,059	640,730	11,329	1.8	歳入	923,584	909,928	13,656	1.5	

区 分	令和5年度			令和4年度			増減			(C)/(B)
	(A)	(B)	(A)-(B)	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)-(B)		
歳入	199,107	199,702	△ 595	△ 0.3	歳入	185,341	185,341	2,437	1.3	
歳入	11,329	14,361	△ 3,032	△ 21.1	歳入	422,129	415,851	6,278	1.5	
歳入	240,633	235,499	5,134	2.2	歳入	150,070	149,164	906	0.6	
歳入	14,726	14,988	△ 262	△ 1.7	歳入	12,500	12,000	500	4.2	
歳入	10,000	10,000	0	0.0	歳入	2,500	2,000	500	25.0	
歳入	4,200	4,200	0	0.0	歳入	113,269	115,365	△ 2,096	△ 1.8	
歳入	15,237	14,948	289	1.9	歳入	1,100	1,100	0	0.0	
歳入	120,968	121,213	△ 245	△ 0.2	歳入	57,829	58,074	△ 245	△ 0.4	
歳入	63,139	63,139	△ 0	△ 0.0	歳入	5,000	5,000	0	0.0	
歳入	4,800	5,800	△ 1,000	△ 17.2	歳入	4,000	4,000	0	0.0	
歳入	1,000	1,000	0	0.0	歳入	23,974	24,349	△ 375	△ 1.5	
歳入	13,997	14,398	△ 401	△ 2.8	歳入	9,977	9,951	26	0.3	
歳入	28,900	18,500	10,400	56.2	歳入	923,584	909,928	13,656	1.5	
歳入	767,418	761,665	5,753	0.8	歳入	652,059	640,730	11,329	1.8	

※1 デジタル田園都市国家構想事業費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(2,000億円)の合算額である。
 ※2 地方創生推進費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)の額である。

(参考1) 地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度		地 方 税 率	地 方 交 付 税
	地方財政計画	地方一般歳出		
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7	▲ 4.4
			(6.5)	

年 度	対 前 年 度		地 方 税 率	地 方 交 付 税
	地方財政計画	地方一般歳出		
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5.1
4	0.9	0.6	8.3	3.5
5	1.6	0.8	4.0	1.7

(注1) ()内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。

(注3) 令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

(参考2) 地方債等関係資料

年度	地 方 計	債 額 (億円)	対前 年度 増 減 額 (億円)	地 方 依 存 度 (%)	地方の借入金 残高 (兆円)	
昭和62年度	53,900		9,610	9.9	64	
63	60,481		6,581	10.4	66	
平成元年度	55,592		▲ 4,889	8.8	66	
2	56,241		649	8.4	67	
3	56,107		▲ 134	7.9	70	
4	51,400		▲ 4,707	6.9	79	
5	62,254		10,854	8.1	91	
6	103,915		41,661	13.1	106	
7	113,054		9,139	13.7	125	
8	129,620		16,566	15.2	139	
9	121,285		▲ 8,335	13.9	150	
10	110,300		▲ 10,985	12.7	163	
11	112,804		2,504	12.7	174	
12	111,271		▲ 1,533	12.5	181	
13	119,107		7,836	13.3	188	
14	126,493		7,386	14.4	193	
15	150,718		24,225	17.5	198	
16	141,448		▲ 9,270	16.7	201	
年度		地 方 計	債 額 (億円)	対前 年度 増 減 額 (億円)	地 方 依 存 度 (%)	地方の借入金 残高 (兆円)
17		122,619		▲ 18,829	14.6	201
18		108,174		▲ 14,445	13.0	200
19		96,529		▲ 11,645	11.6	199
20		96,055		▲ 474	11.5	197
21		118,329		22,274	14.3	199
22		134,939		16,610	16.4	200
23		114,772		▲ 20,167	13.9	200
24		111,654		▲ 3,118	13.6	201
25		111,517		▲ 137	13.6	201
26		105,570		▲ 5,947	12.7	201
27		95,009		▲ 10,561	11.1	199
28		88,607		▲ 6,402	10.3	197
29		91,907		3,300	10.6	196
30		92,186		279	10.6	194
令和元年度		94,282		2,096	10.5	192
2		92,783		▲ 1,500	10.2	192
3		112,407		19,625	12.5	191
4		76,077		▲ 36,331	8.4	188
5		68,163		▲ 7,914	7.4	183